

すくすくジャパン



～4月からスタート！子ども子育て支援新制度～

保育や幼児教育の仕組みが大きく変わる子ども子育て支援新制度がスタートしました。消費税増税分の財源を活用し社会全体で子育てを支えるこの制度では、保育の受け皿の拡充など新たなサービスが期待されています。利用の手続きや保育時間、保育料の改定など、子どもを持つ親にとっては気になる身近な法改正のポイントを紹介します。



子ども子育て支援新制度とは……

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の『子ども・子育て関連3法』に基づいて、幼児期の教育や保育・地域の子育て支援の拡充と質の向上を進めていく制度のことをいいます。

1. 
認定こども園の普及

2. 
保育の場を増やし待機児童を減少

3. 
子育て支援の量の拡充や質の向上

4. 
地域の子育てもしっかり支援

新制度で増える教育・保育の場

認定こども園（0～5歳）

教育と保育を一体的に行う施設。保護者の就労状況が変わっても同じ施設で利用を継続できるメリットがあります。



保育所（0～5歳）

就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。



幼稚園（3～5歳）

幼児期の教育を行う学校。保護者の就労を問いません。



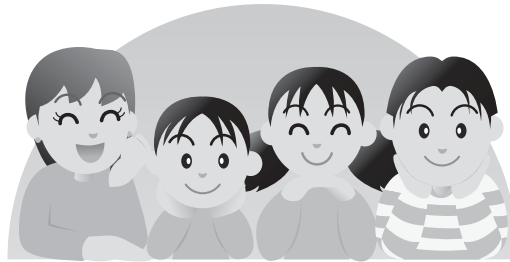
地域型保育（0～2歳）

施設より少人数で子どもを預かる事業。新しく制度化されました。



☆対馬市の施設型給付対象

認定こども園	親愛こども園
保 育 所	巖原南保育園
	公立認可保育所(8ヶ所)
市立幼稚園	巖原幼稚園
	鶏鳴幼稚園
	比田勝幼稚園
私立幼稚園	本市は該当なし



☆地域型保育給付対象

小規模保育	利用定員6人以上19人以下	既へき地保育所が移行予定 ※現在13ヶ所あります
家庭的保育 ＜保育ママ＞	利用定員5人以下	
居宅訪問型保育	利用者居宅での保育の提供（1対1）、ベビーシッター	検討中
事業所内保育	主として従業員の子どものために保育を提供	対馬いづはら病院 上対馬病院



ここで！こども未来課にQ&A



Q.国は待機児童の解消と言っているけれど対馬市でも待機児童問題はありますか？

A.現在、対馬市では待機児童はいません。

Q.認定こども園は現在巖原に1園。今後対馬市でも増えていく計画はあるの？

A.（仮称）比田勝認定こども園が、来年4月に開園予定です。これにより、比田勝幼稚園と比田勝保育所及びひ泉保育所は廃止されます。

Q.対馬市内のへき地保育所のあり方も変わっていくの？

A.『地域型保育事業』へ移行することになります。『地域型保育事業』は、自園料理（給食）が必須条件となり、対象児童が0～5歳児（現へき地保育所は3～5歳児）に拡充されますので、まずは対応できる環境整備を行います。

Q.乳幼児の教育や保育に合わせて新制度ではその延長として学童についても触れているが、対馬市内の放課後児童クラブも改善されるの？

A.国の基準にそって、対象児童を現行の「おおむね10歳未満（小学3年生）」から「小学6年生」へ拡充します。また、施設の設備及び運営基準についても今までは内規的な決まりでしかありませんでしたが、新制度では、市の条例に定めることになりました。

利用するには市の「支給認定」が必要です

区 分	対象となる子ども（小学校就学前）	利用施設
1号認定 【教育標準時間認定】	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 【満3歳以上、保育認定】	満3歳以上で保護者の就労または疾病、その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	保育所 認定こども園
3号認定 【満3歳未満、保育認定】	満3歳未満で保護者の就労または疾病、その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	保育所 認定こども園

保育を利用できる事由と支給認定の有効期間

- ①就労：当該こどもの小学校就学まで（内容によって一部新設）
- ②妊娠・出産：出産予定日前8週から、出産後8週間を経過した日の月末まで
- ③保護者の疾病・障がい：当該こどもの小学校就学まで
- ④親族の介護・看護：当該こどもの小学校就学まで
- ⑤災害復旧：当該こどもの小学校就学まで
- ⑥求職活動：有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで（新設）
- ⑦就学：有効期間の開始日から保護者の卒業予定日まで（新設）
- ⑧虐待やDV：所長が必要と認める期間（新設）
- ⑨育児休業：育児に関わる子が満1歳に達する日の月末まで（新設）



フルタイムとパートでも保育時間が変わります！



標準時間→フルタイムの人

延長保育	利用可能な時間帯＝保育必要量（11時間）	延長保育
------	----------------------	------

短時間→パートの人

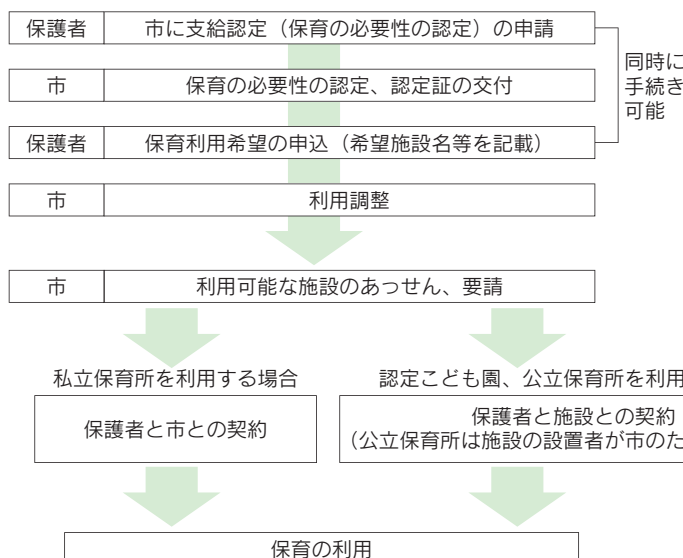
延長保育	利用可能な時間帯＝保育必要量（8時間）	延長保育
------	---------------------	------

※延長料金は利用の施設で決定されます。

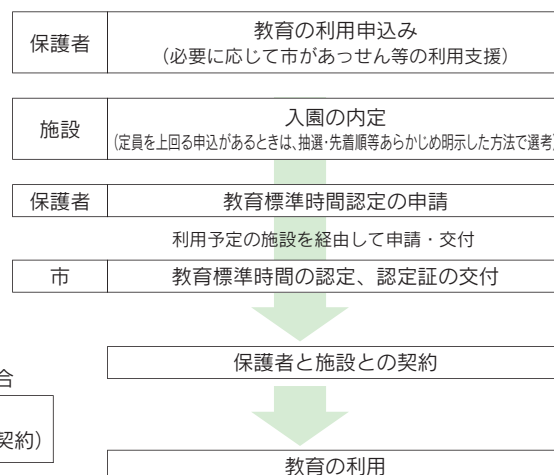
（対馬市の公立認可保育所は3歳未満が30分200円、3歳以上児は30分70円に決定されています）

新制度における施設利用申請の流れ

〈保育の利用を希望する場合〉



〈教育の利用を希望する場合〉



新しい対馬市の保育料です！

- 1.国の基準の9割で設定されています。
- 2.市民税所得割額で決定されます。
- 3.毎年9月が保育料の切替時期になります。

保育認定を受けた子ども(満3歳以上)の保育料月額 (対馬市)【2号認定子ども】

【対馬市の現行基準】

階層区分	利用者負担
1 生活保護世帯	0円
2 市町村民税非課税世帯	5,400円
3 市町村民税課税世帯	14,850円
4	40,000円未満 24,300円
5 所得課税額	3歳児 39,180円 4歳児 33,680円
	103,000円未満
6	413,000円未満 5階層と同じ
7	734,000円未満 5階層と同じ
8	734,000円以上 5階層と同じ

【対馬市の新制度基準】

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
1 生活保護世帯	0円	0円
2 市町村民税非課税世帯	5,400円	5,300円
3-A 所得課税額	24,300円未満	11,800円
	48,600円未満	14,900円
	72,800円未満	19,600円
	97,000円未満	24,300円
5	169,000円未満	36,500円
6	301,000円未満	36,500円
7	397,000円未満	35,900円
8	397,000円以上	36,500円

対馬市の一時保育について(子育て支援)

- 公立保育所……………実施なし
- 市立幼稚園……………実施なし
- 私立認可保育所(厳原南保育園)……………実施(料金は園で設定)
- 私立認定こども園(親愛こども園)……………実施(料金は園で設定)



ここで！こども未来課に Q&A



Q.多子世帯の保育料は軽減されるの？

A.保育所では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。また「第3子軽減」として、18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降の入所児童において、現在も半額の軽減を行っています。新制度においても引き続き実施します。

幼稚園では、年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。市立幼稚園における平成27年度保育料減免については、現行どおりです。

Q.これまで定額だった市立幼稚園やへき地保育所についても今後所得に応じた保育料になっていくの？

A.へき地保育所の保育料については、平成27年度は現行どおりです。施設の整備等が終了し、地域型保育事業として正式に移行した後、同様の利用者負担額表を用いることとなります。市立幼稚園の保育料については、平成27年度は現行どおりとし、平成28年度以降の保育料については、その設定について協議中です。

教育標準時間認定を受けた子どもの保育料月額 (対馬市)【1号認定子ども】

【市立幼稚園】

区分	年齢児	利用者負担
保育料	3歳児	9,100円
	4歳・5歳児	6,100円
入園料	3歳児	12,000円
	4歳・5歳児	9,000円

【認定こども園】

階層区分	利用者負担	
	26年度以前 入園児	27年度以降 入園児
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯)	2,700円	2,700円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	14,500円	14,500円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	18,500円	18,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	23,000円	23,200円

27年度は上記現行基準

保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の保育料月額 (対馬市)【3号認定子ども】

【対馬市の現行基準】

階層区分	利用者負担
1 生活保護世帯	0円
2 市町村民税非課税世帯	8,100円
3 市町村民税課税世帯	17,550円
4	40,000円未満 27,000円
5 所得課税額	103,000円未満 40,050円
	413,000円未満 54,900円
7	734,000円未満 72,000円
8	734,000円以上 93,600円

【対馬市の新制度基準】

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
1 生活保護世帯	0円	0円
2 市町村民税非課税世帯	8,100円	8,000円
3-A 所得課税額	24,300円未満	14,500円
	48,600円未満	17,600円
	72,800円未満	22,300円
	97,000円未満	27,000円
5	169,000円未満	40,100円
6	301,000円未満	54,900円
7	397,000円未満	72,000円
8	397,000円以上	93,600円

対馬市も保育士不足！無資格者対象の研修会の実施と潜在保育士の発掘を

解決の一つとして、新制度で新設された「地域型保育事業」中、小規模保育及び家庭的保育における保育補助者については、有資格者ではなくても保育従事できるとされています。ただし、市が実施する基礎研修を受講し、その課程を修了したものとされていることから、対馬市としてはこの先、現へき地保育所が地域型保育事業へ移行することを想定し、平成26年度に『小規模保育事業等研修会』を開催しました。平成27年度においても2回開催予定しており、無資格者の受講者を主に募るものです。もう一つの解決の糸口として今、注目しているのが「潜在保育士」です。潜在保育士とは、保育士の資格を持ちながら保育士として働いていない人です。潜在保育士の掘り起こしなど様々な手法で人材を確保しようと模索中です。

昨年4月に誕生したこども未来課は、保育所業務のみならず、子育て支援センター事業・放課後児童健全育成事業・児童手当・児童扶養手当等も所管となります。お気軽にお問合せください。

【問い合わせ】 福祉部 こども未来課 ☎0920(58)2294 FAX0920(58)2551